

総括情報表

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	H6 浪江町 実施設計書 当初 00000000000 0 1 実施単価 75 S 3 (相双5) 地区 00-05.06.15(0) 4 業務委託 なみえ生活環境保全林整備計画策定業務委託		
	当 世 代	前 世 代	
前払率 測量調査発注区分 冬期割増 設計発注区分 旅費交通費区分	0 00 建設コンサルタント 00 冬期割増なし 00 建設コンサルタント 01 率計上(X6:設計X8:用調)		

工種条件

条件	条件値	名称
A 水替費区分	0	水替費なし
	1	水替費あり
B 山林砂防工置き換え区分	0	山林砂防工置き換えなし
	1	山林砂防工置き換えあり
C 特殊勤務費[円]		

測 量 及 び 試 験 費 内 訳 表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計業務					X6000
保健保安林整備計画の作成 直接原価（直接経費を除く直接原価）					Y1S46111100
保健保安林整備計画の作成					Y2S46111100
保健保安林整備計画の作成					Y3S46111100
保健保安林整備計画の作成					Y4S46111100
5ヵ年計画の作成	1				V0001 00 施工 第0 -0001号表
年度別整備設計書作成	1				V0002 00 施工 第0 -0002号表
年度別の基本設計図作成	1				V0003 00 施工 第0 -0003号表
打合せ					Y2S46181100
打合せ					Y3S46181100
打合せ					Y4S46181100
打合せ（県内業者）（設計業務） 打合せ回数3回 標準歩掛 A（業務難易度が標準的な場合）	1	式			SC050 00 施工 第0 -0004号表

測 量 及 び 試 験 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
旅費交通費					Z0011
		式			
電子成果物作成費(D)					Z0014
		式			
電子成果物作成費					YZS46001410
電子成果物作成費(概略、予備又は詳細設計) 直接人件費入力(中間技術審査を除く)	1	式			SC900 00 施工 第0 -0005号表
直接経費計					
直接原価					
その他原価		式			
業務原価					
一般管理費等		式			
業務価格					
業務委託料 (まるめ)					
業務価格計					

施 工 内 訳 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5カ年計画の作成 V0001	1				施工 第0 -0001号表 特単単価適用日：05年06月15日
主任技師 (内業) [5 5 %]	1	人			R5430
技師 (A) (内業) [5 5 %]	2.5	人			R5440
技師 (B) (内業) [5 5 %]	3	人			R5450
技師 (C) (内業) [5 5 %]	0.5	人			R5460
技術員 (内業) [5 5 %]	0.5	人			R5470
*** 単位当たり ***	1				

年度別整備設計書作成 V0002	1				施工 第0 -0002号表 特単単価適用日：05年06月15日
技師 (B) (内業) [5 5 %]	7.5	人			R5450
技師 (C) (内業) [5 5 %]	7.5	人			R5460
技術員 (内業) [5 5 %]	12.5	人			R5470
*** 単位当たり ***	1				

施 工 内 訳 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
年度別の基本設計図作成 V0003	1				施工 第0 -0003号表 特単単価適用日：05年06月15日
技師（A）（内業） [5 5 %]	2.5	人			R5440
技師（B）（内業） [5 5 %]	5.0	人			R5450
技師（C）（内業） [5 5 %]	7.5	人			R5460
技術員（内業） [5 5 %]	15.0	人			R5470
*** 単位当たり ***	1				

打合せ（県内業者）（設計業務） SC050 打合せ回数3回 標準歩掛 A（業務難易度が標準的な場合）	1	式			施工 第0 -0004号表
基準日額（主任技師） 直接人件費 [5 5 %]	1.50	日			R5430
基準日額（技師A） [5 5 %]	1.50	日			R5440
基準日額（技師B） [5 5 %]	1.50	日			R5450
*** 単位当たり ***	1	式			
A=1 標準歩掛 A（業務難易度が標準的な場合） B=3 打合せ回数(2以上、中間技術審査を除く) C=1 設計業務等標準積算基準 3 - 2 - 1					

